

## 下関市上下水道局公用車広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市上下水道局有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下関市上下水道局（以下「局」という。）が所有する公用車への広告掲出の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 公用車に掲出することができる広告は、要綱第3条に定める内容に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公用車を利用した広告の内容及びデザインが、交通事故を誘発し、交通安全を阻害するおそれがあると下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める広告は掲出しない。

(広告の掲出方法)

第3条 広告の掲出方法は、マグネットシート、ラッピングフィルム等の特殊フィルムにより行うものとし、車体への直接塗装はできないものとする。

(広告の規格及び広告掲出料等)

第4条 要綱第4条に規定する広告の規格、掲出位置及び広告掲出料については次のとおりとする。

種 別	規格（最大寸法）	掲出位置	広告掲出料
一般公用車	縦30cm×横53cm	両側面	4,400円/月  (税込)
	縦20cm×横42cm	後面	

2 前項の広告には、局が指定した位置に「有料広告」の文字を入れるものとする。

(広告掲出の募集)

第5条 広告掲出の募集は、局が公用車の運営管理状況等を勘案して、その方法、枠数、仕様等を決定の上、局ホームページ等により行うものとする。

(広告掲出の期間)

第6条 広告掲出の期間は、広告掲出開始日から、その年度の末日までの間で希望する期間とし、最小単位1月から申し込めるものとする。

2 前項の掲出期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

(広告掲出の申込み)

第7条 要綱第5条に規定する申込みは、広告掲出申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)によるものとする。

2 前項の申込書には、掲出しようとする広告の原稿及び誓約書を添付しなければならない。

(広告掲出の決定)

第8条 管理者は前条の規定による申込みを受理したときは、要綱第6条の規定により掲出の可否を決定する。

2 広告掲出の可否については、申込みの受付順により決定するものとする。ただし、同日の提出は同等とし、申込数が募集車両台数を超えた場合は、抽選により広告主を決定する。

3 管理者は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲出決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲出料の納付)

第9条 広告掲出料の納付は、広告掲出に係る契約の締結後、管理者が定める日までに一括前納するものとする。

(広告の変更)

第10条 第8条により決定を受けた広告主は、掲出期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、変更する広告の原稿を添付して申込書を管理者へ提出し承認を得なければならない。この場合において、第7条の規定を準用するものとする。

2 管理者は、広告の変更の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲出決定通知書(様式第2号)により通知する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告掲出の取扱いに必要な事項は管理者が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 下関市上下水道局公用車広告掲出に関する契約書



下関市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下関市上下水道局が取り扱う一般公用車（以下「公用車」という。）における広告掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、この契約書、下関市上下水道局有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）、下関市上下水道局公用車広告掲出取扱要領（以下「要領」という。）及び下関市上下水道局公用車広告掲出募集要項（以下「募集要項」という。）の規定に基づき、広告を掲出するものとする。

（契約保証金）

第2条 下関市上下水道局会計規程第193条第6号により、契約保証金は免除とする。

（広告掲出期間）

第3条 広告掲出期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの  
か月間とする。

2 前項の広告掲出期間に、次の各号の期間も含めるものとする。

- （1）法定点検や保守に係る期間
- （2）駐車場に駐車している期間
- （3）広告の貼付及び撤去の期間

（広告掲出料）

第4条 広告掲出料は、金〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（広告の作成、掲出及び撤去）

第5条 広告は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（広告掲出位置等）

第6条 広告掲出位置、掲出方法及び規格については、次の各号の定めによるものとする。

- （1）掲出位置 公用車の車体両側面、後面
- （2）掲出方法 マグネットシート、ラッピングフィルム等の特殊フィルムの貼付
- （3）規 格 両側面 縦30センチメートル以内×横53センチメートル以内  
後 面 縦20センチメートル以内×横42センチメートル以内

（広告掲出料の納付）

第7条 広告掲出料は、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに甲の指定

する金融機関に一括して納付するものとする。

(広告掲出料の還付)

第8条 甲は、徴収した広告掲出料を還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰さない理由により、広告掲出ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による還付する広告掲出料の額は、掲出を取り消した日を基準として月割り（1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。）算定した額とする。

(広告の内容等)

第9条 乙は、広告掲出期間の開始日の1週間前までに、乙において作成した広告を甲へ提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から提出を受けた広告が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し広告の内容等の修正を求めることができるものとする。

(1) 広告の内容が、募集要項の規定により乙から提出を受けた広告案と相違すると甲が判断したとき

(2) 広告の内容、デザイン等が各種法令等又は本契約書、要綱、要領及び募集要項に違反し、又はそのおそれがあると甲が判断したとき

(損害の賠償)

第10条 乙は広告の内容に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、広告掲出に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、広告掲出後、その責めに帰すべき理由により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第11条 乙は、車体への広告掲出期間が満了したときは、広告掲出に使用した部分を原状に回復しなければならない。

2 広告掲出期間中に、第三者による広告の盗難や破損その他甲乙双方の責めに帰することのできない事由により広告に被害が発生した場合は、乙が当該広告を原状に回復するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその損害を賠償しないものとする。

(1) 第7条に規定する期限までに、広告掲出料を納付しないとき

(2) その他、広告掲出を継続することが適切でないとき

2 甲は、下関市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

(権利譲渡の禁止)

第13条 乙は、この契約上の権利の全部若しくは一部を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特許権等の使用)

第14条 乙は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行上知り得た一切の事項については、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の解決)

第16条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 ( 年) 月 日

甲 下関市

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長

乙

